

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555 (直通)  
TEL：026-238-1580 (苦情専用)  
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成30年10月29日(月)	長野県安曇野庁舎301会議室	午後1時00分～4時00分
平成30年11月28日(水)	長野県自治会館1階小会議室	午後1時30分～4時30分

## 2 福祉用具貸与の上限値審査について

平成30年10月サービス分より福祉用具貸与について、徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を実現するため、国が商品ごとの全国平均貸与価格を公表し、本会の審査において、上限価格(全国平均貸与価格+1標準偏差)のチェックを行うこととなりました。以下のエラーで返戻となった場合は、テクノエイド協会のHP(<http://www.techno-aids.or.jp/>)にて上限値が公表されておりますのでご確認いただき再度請求してください。

返戻となる条件は以下のとおりです。

①以下のいずれかの条件に合致し、明細情報に記載されたサービス単位数が福祉用具商品コード上限値マスタの上限単位数の整数部を超えている場合、140Aエラー『資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。』とする。

- ・サービス種類 17、67
- ・サービス種類が33、35かつ単位数単価が10.00(円/単位)以下

②サービス33、35かつ単位数単価が10.00(円/単位)を超えており、明細書情報に記載されたサービス単位数から求めた値が福祉用具商品コード上限値マスタの上限単位数の整数部+1を超えている場合、140Aエラー『資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。』とする。

## 3 給付管理票提出時の注意点について

平成30年9月審査において、給付管理票に記載の給付計画を立てたサービス事業所の登録エラーによる返戻が多く見受けられました。

給付計画を立てたサービス事業所を給付管理票に入力・記載し本会へ提出いただきますが、サービス事業所の事業所番号の入力誤りや旧事業所番号での入力等により給付管理票自体が返戻となり、サービス事業所の請求が保留となります。

給付管理票提出の際は、サービス事業所の事業所番号等をご確認いただき提出してください。

4 返戻 「査定でエラーのあるもの」について

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費	事由	内 容	備 考
2021**	0123456789	請					C	査定でエラーのあるもの	返戻
**市	かご 知ゆ								

「査定でエラーのあるもの」については、請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
- ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合
- ③請求明細書の給付単位数または限度額管理対象単位数のうち小さい方が、給付管理票の計画単位数を超えていて、かつ、「処遇改善加算等」と「サービス提供体制強化加算等」の、限度額管理対象外単位数に計上する加算を併算定している場合

《例》「査定でエラーのあるもの」となるケース（給付管理：5,000 単位、請求単位：5,949 単位）

<給付管理票>

居宅サービス・介護予防サービス									
サービス事業者の 事業所名	事業所番号(県番号-事業所番号)								
	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数					
□事業所	指定	通所介護	1 5	5	0	0	0	0	0
△事業所	指定	福祉用具貸与	1 7	1	5	0	0	0	0
合計				6	5	0	0	0	0

<介護給付費明細書>

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分 回数	公費対象単位数	摘要
通所介護 I 54	1 5 2 4 4 4	1 0 0 3	5	5 0 1 5			
通所介護入浴介助加算	1 5 5 3 0 1	5 0	5	2 5 0			
サービス提供体制加算 II	1 5 6 1 0 2	6	5	3 0			
処遇改善加算 I	1 5 6 1 0 8			3 1 2			

①サービス種類コード /②名称	1 5	通所介護					
③サービス実日数	5	日					
④計画単位数	5 6 0 7						
⑤限度額管理対象単位数	5 6 0 7						
⑥限度額管理対象外単位数	3 4 2						給付率(/100)
⑦給付単位数(④⑤のうち 少ない数)+⑥	5 9 4 9						保険 9 0
⑧公費分単位数							公費
⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位		円/単位		円/単位	合計
⑩保険請求額	5 3 5 4 1						5 3 5 4 1
⑪利用者負担額	5 9 4 9						5 9 4 9
⑫公費請求額							
⑬公費分本人負担							

上記の例は③に該当しており、サービス事業所は 5,949 単位（限度額管理対象単位数 5,607 単位、限度額管理対象外単位数 342 単位）を請求してきており、給付管理票の 5,000 単位を超えている。本来であれば給付管理票の 5,000 単位に合わせて査定となるが、限度額管理対象外単位数にサービス提供体制強化加算、処遇改善加算を算定しているためシステム上査定できず、**査定でエラーのあるもの**として返戻の対象となります。

標記の内容での返戻通知が届きましたら、該当者の請求明細書及び居宅介護支援事業所の給付管理票を比較し、単位数等を把握のうえ、再請求を行ってください。（給付管理票の単位数が誤っていた場合は、居宅介護支援事業所に連絡して給付管理票を修正してもらい、請求明細書は同じものを再請求してください。）

平成 30 年 9 月請求分の支払日は 10 月 30 日（火）、11 月請求分の締め切りは 11 月 10 日（土）です。